

富山県警察の指紋等取扱要領の制定について（例規通達）

富山県警察の指紋等取扱要領を別添のとおり定め、平成13年4月1日から施行することとしたので事務処理上誤りのないようにされたい。

記

富山県警察の指紋等取扱要領

第1 趣旨

この要領は、指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号。以下「規則」という。）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、富山県警察における指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）の取扱手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の解釈

この要領における用語の解釈は次のとおりである。

1 指掌紋記録等

所属警察官が被疑者を逮捕したとき、又は被疑者の引渡しを受けたときに作成する指掌紋記録又は指掌紋資料をいう。

2 身上事項の訂正、追加

被疑者の指掌紋及び氏名、異名その他被疑者を識別するために必要な事項について、指掌紋記録等を作成し、送信又は送付した後にその内容を訂正、追加する場合をいう。

3 保留指掌紋

現場指掌紋のうち、協力者指掌紋に該当しない指掌紋で対照可能なものをいう。

4 指掌紋照会

被疑者を検挙し、又は変死者等を発見した場合で、被疑者又は変死者等の人定を確認するなどの犯罪捜査上必要がある場合に行う照会をいう。

5 指名照会

保留指掌紋がある事件について、被疑者と認められる者があるときに、その者の氏名を指定して指掌紋の対照を依頼する照会をいう。

6 遺留指掌紋照会

保留指掌紋について、被疑者等を割り出すため、刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）が、刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）又は警察庁犯罪鑑識官の保管する指掌紋記録等と対照する照会をいう。

第3 指掌紋記録の作成

1 警察本部の犯罪捜査を担当する課（隊）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）は、指掌紋記録等を作成する場合は、次の各号によらなければならない。

(1) ライブスキャナにより指掌紋記録を作成、送信する。

(2) 指紋資料等作成処理簿（別記様式第1号）を作成、出力する。

2 警察署長等は、ライブスキャナの障害等により指掌紋記録等を作成できないときは、次の各号によるものとする。

(1) 指紋採取用インク等を使用して指掌紋記録等を1部作成し、鑑識課長に送付する。

(2) 当該指掌紋記録等に係る指紋資料等作成処理簿及び処分結果資料（別記様式第2号）を作成する。

3 警察署長等は、前2項により指掌紋記録等を作成、送信又は送付を行った場合は、

指紋資料作成処理簿により、その経過を明らかにしておかなければならない。

第4 身上事項の訂正

- 1 警察署長等は、前条の規定により送信又は送付した指掌紋記録等に係る身上事項で、追加又は訂正の必要がある場合は、ライブスキャナにより当該事項を送信しなければならない。
- 2 警察署長等は、前項の規定により身上事項の追加又は訂正を行った場合は、指紋資料等作成処理簿にその内容を記載するものとする。

第5 緊急の指掌紋照会

- 1 警察署長等は、次の各号に該当する事由が発生したときは、鑑識課長に対し、緊急の指掌紋照会（以下「緊急照会」という。）を依頼することができる。
 - (1) 黙秘又は偽名を使用していると認められる被疑者について、その身元及び犯罪経歴を確認するため。
 - (2) 数府県にわたって犯罪を行っていると思われる被疑者について、その身元及び犯罪経歴を確認するため。
 - (3) 被疑者の身柄措置を決定する場合において、その身元及び犯罪経歴を確認するため。
 - (4) 身元不明の変死体等について、その身元を確認するため。
 - (5) その他、緊急に指掌紋の対照を行い、身元及び犯罪経歴を確認するため。
- 2 警察署長等は、緊急照会を行う場合、鑑識課長に緊急照会の必要がある旨を通知し、速やかに当該指掌紋記録等を、鑑識課長に対しライブスキャナにより送信し、又は送付しなければならない。
- 3 鑑識課長は、前2項の規定により、緊急の必要があると認めるときは、鑑識課保管に係る指掌紋記録等において、該当の有無を調査するとともに、警察庁犯罪鑑識官に送信し、該当する指掌紋記録等の有無を照会しなければならない。

第6 現場指掌紋の採取及び送付

- 1 警察署長等は、現場鑑識を必要とする犯罪の発生を知ったときは、直ちに所属の警察官を犯罪現場等に臨場させ、指掌紋の発見及び採取に努めなければならない。
- 2 現場指掌紋の採取に当たっては、犯罪現場等から採取したことを明らかにするため、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第92条の規定によるほか、次に掲げる方法により処理するものとする。
 - (1) 現場指掌紋を採取したときは、「鑑識資料採取報告書等の様式の制定について」（平成17年3月10日付け富鑑第257号。以下「様式通達」という。）別記様式第1号の鑑識資料採取報告書及び別紙（指掌紋・足紋関係）を作成し、様式通達別記様式第2号の鑑識資料送付書を添付して、速やかに鑑識課長へ送付しなければならない。
 - (2) 警察官は、現場指掌紋を採取した場合において、遺留指掌紋の認定のため必要があると認めるときは、協力者指掌紋の採取に努め、鑑識資料採取報告書とともに鑑識課長へ送付しなければならない。
 - (3) 変死者等の指紋を採取する場合は、指種識別が出来るよう努めるとともに、掌紋も採取すること。また、必要により足紋の採取にも配慮すること。
- 3 警察署長等は、現場指紋等送付簿（別記様式第3号）を備え、現場指掌紋及び協力者指掌紋の採取並びにその処理経過等を明らかにしておかなければならない。

第7 現場指掌紋の対照等

- 1 鑑識課長は、対照可能な現場指掌紋のうち、協力者指掌紋に符合しない現場指掌紋は保留指掌紋として保管しなければならない。
- 2 警察署長等は、保留指掌紋がある場合において、当該保留指掌紋に係る関係者の発見に努め、新たに協力者指掌紋を採取したときは、これを速やかに鑑識課長へ送付し、当該保留指掌紋との対照を依頼しなければならない。
- 3 鑑識課長は、送付を受けた現場指掌紋及び協力者指掌紋の処理経過を明らかにしておかなければならない。

第8 現場指掌紋の対照結果の通知

- 1 鑑識課長は、現場指掌紋と協力者指掌紋との対照結果を通知するときは、指紋等対照結果通知書（別記様式第4号）によるものとする。
- 2 鑑識課長は、現場指掌紋について、規則第6条及び第7条の規定による処理及びその他の資料と対照した結果、符合する指掌紋を発見したときは、速やかに電話その他の方法により現場指掌紋を送付した警察署長等に回答するとともに、指紋等確認通知書（別記様式第5号）を作成し、送付するものとする。この場合、鑑識課長が必要と認めた場合は、指紋等符合状況を添付することができるものとする。

第9 指名照会

- 1 警察署長等は、鑑識課長に対し、規則第8条第1項の規定による指掌紋記録等と保留指掌紋との対照を依頼するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 指名照会に当たっては、被対照者の犯歴照会を必ず行い、当該被対照者の指掌紋記録等が保管されていることを確認すること。
 - (2) 指名照会に当たっては、鑑識資料採取報告書の年次別送付番号、手口名及び被害者氏名等並びに被対照者の氏名、生年月日、犯歴番号、分類番号等を通知すること。
 - (3) 指名照会を依頼した場合は、現場指紋等送付簿の備考欄等にその旨を記載し、経過を明らかにしておかなければならない。
- 2 鑑識課長は、指名照会を受理したときは、指名照会処理票（別記様式第6号）により、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。
- 3 第8の2の規定は、指名照会の結果判明した氏名等の回答について準用する。

第10 遺留指掌紋照会

- 1 鑑識課長は、保留指掌紋について、鑑識課に保管する指掌紋記録等との対照により、被疑者等の発見に努めるものとする。
- 2 鑑識課長は、前項の対照で当該保留指掌紋に係る者の氏名等が発見できなかった場合で、必要があると認めるときは、当該保留指掌紋を警察庁犯罪鑑識官へ送信し、警察庁指掌紋自動識別システム保管に係る指掌紋記録等との対照をすることができる。
- 3 鑑識課長は、遺留指掌紋照会の処理経過を明らかにしておかなければならない。

第11 現場指掌紋等の処理

- 1 鑑識課長は、警察署長等から送付された現場指掌紋のうち対照不能のもの、被疑者又は協力者の指掌紋に符合したもの、及び選別対照の終了した協力者指掌紋については、送付した警察署長等に返還するものとする。
- 2 警察署長等は、鑑識課長から返還された現場指掌紋について、事件の終結等により

保管の必要がないと認めた場合は、これを廃棄することができる。また、協力者指掌紋は、当該協力者へ返還、又は当該協力者の同意を得て廃棄するものとする。

3 鑑識課長は、鑑識課に保管する保留指掌紋（以下「保管保留指掌紋」という。）について、次の各号に掲げる事由が発生したときは、廃棄できるものとする。

(1) 当該保管保留指掌紋に係る事件の公訴時効が完成したとき。

(2) 警察署長等から当該保管保留指掌紋を保管する必要がない旨の連絡があったとき。

第12 現場足紋の取扱い等

現場足紋の採取、送付、対照及び処理については、第6から第9及び第11の規定を準用する。

第13 鑑定資料の管理

鑑識課長は、鑑定嘱託書に基づく鑑定資料を受理した場合は、「鑑定資料の管理要領の制定について」（平成17年3月8日付け富科研第656号）に準じて管理する。

※ 別記様式は省略

